

寒川町まちづくり推進会議内規

寒川町まちづくり推進会議規則（平成19年寒川町規則第4号、以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、推進会議の内規を次のとおり定める。

（委員）

第1条 委員の選出母体及び人数は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------------|--------------------|--------|
| （1）公募による町民（5人以内） | 一般公募 | （5人以内） |
| （2）町教育委員会の委員（1人） | 町教育委員会の推薦者 | （1人） |
| （3）町農業委員会の委員（1人） | 町農業委員会の推薦者 | （1人） |
| （4）町の区域内の公共的団体の役員又は職員（9人以内） | | |
| | 町自治会長連絡協議会の推薦者 | （2人以内） |
| | 町工業協会の推薦者 | （1人） |
| | 町商店連合会の推薦者 | （1人） |
| | 湘南地域連合の推薦者 | （1人） |
| | 町PTA連絡協議会の推薦者 | （1人） |
| | 町民生委員児童委員協議会の推薦者 | （1人） |
| | 町婦人会の推薦者 | （1人） |
| | 町青年会議所の推薦者 | （1人） |
| （5）学識経験を有する者（1人） | | |
| | 大学教授又はこれに準ずる専門的研究者 | （1人） |

2 役職等の異動等に伴う取り扱いは、次のとおりとする。

- （1）前項第2号から第4号までの委員については、後任の委員として推薦された者を選任する。
- （2）前項第5号の委員については、選考時の役職から変動があっても、本人からの辞任申し出がない限り、在任するものとする。辞任申し出があった場合は、同号に掲げる役職により後任者を選任する。

3 委員の任期の取り扱いは、次のとおりとする。

- （1）寒川町自治基本条例第30条第4項に規定する委員の任期2年の規定については、委員の委嘱の日から2年間とする。
- （2）前項各号の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議事録）

第2条 会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録の確定は、議長により指名された会議録承認委員2名による承認をもって行う。

(推進会議運営幹事)

第3条 まちづくり推進会議の運営を円滑に行うため、推進会議運営幹事（以下「幹事」という）を置く。

- 2 幹事は、規則第7条の規定により、会長の委任を受け、会議の公開、運営、議題等に関して協議する。
- 3 幹事は、規則第2条第1項第1号から第3号までの委員から3名、同第4号及び第5号の委員から3名の、合わせて6名をもって構成する。ただし、会長及び副会長は幹事を兼ねないものとし、幹事の会合には出席するものとする。
- 4 幹事の任期は、委員の任期に準ずる。

附 則

- 1 この内規は、平成19年9月19日から施行する。
- 2 寒川町まちづくり推進会議委員の選考に係る内規（平成19年4月1日施行）は、この内規の施行日をもって廃止する。

附 則

この内規は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。